

★ 長野県社保協 第4回地域・団体代表者会議 開催★

2015年後半期 活動方針決める！



第423号

2015年9月28日

毎月一回 28日発行

郵便振替口座/00580

-9-2534・障県協

購読料: 年額 360円

(会員の購読料は会費及び寄付金を含む)

一、はじめに

八月二十九日に長野県社保協 第四回地域・団体代表者会議が松本勤労者福祉センターにおいて開催されました。尚、参加者は全体で五八名、県推協からは、三名参加しました。以下に主な内容等を報告します。

今回の代表者会議は、県社保協の二〇一五年二月八日の第二〇回総会後の前期活動を総括し、後期の活動方針(案)を、今の情勢を踏まえて確認するものです。また、当日は国保連続学習会(三回)の第一回目と位置づけて開催されました。

二、第一回国保学習会

「国保」の都道府県化は、何をもちたらずか、そのねらいと戦いの課題

講師 津市三重県大学教授

長友薫輝 氏

近年、国は社会保障の分野で、公的責任を放棄・脱走している。「自己責任、助け合いで何とかしなさい」と言う姿勢。これは、一九七〇年代末に自民党が提唱した「日本型福祉社会論」のリメイクである。

・二〇一四年六月 「医療・介護総合法」の成立

・二〇一五年五月二七日 医療保険制度改革関連法の可決・成立

新たな医療費抑制施策として国保の関係は、都道府県単位化がすすめられている。これは都道府県に医療費抑制の役割を持たせるもので、二〇一五年度に地域医療構想(地域医療ビジョン)は都道府県単位で策定する。

発行	障害者の生活と権利を守る
発行所	長野県連絡協議会
	〒三八一〇〇三四
	長野市高田中村二七六一八
	長野県労働会館一階
電話	〇二六(二六四)五二五六
FAX	〇二六(二六四)五二五六
発行人	松丸道男

紙面の案内

- ◆P1~P2; 長野県社保協 第4回地域・団体代表者会議
- ◆P3; 大きく前進へ、今がチャンス 子ども・障害者の医療費窓口無料化の実現を!
- ◆P3; 安永健太さん死亡事件 裁判へのご支援を! ◆P4『私たち抜きに私たちのことを決めないで!』
- ◆P5~P6; 子どもたちには最良の環境を! ◆P7; 障全協の戦争法案即時撤廃を求める声明
- ◆P8; お知らせコーナー (このお知らせコーナーへの情報を寄せて下さい。)

●地域で医療保障をつくる視点を

① 国保改善運動を高めて、住民の
声が生きる地域づくりへ

・地域で一番しんどい暮らしをして
いる人を取りこぼさない地域づ
くり

② 社会保障における「インセン
ティブ改革」の進展

・インセンティブやペナルティー
といった加算、減算について注視
すべき

③ 自治体職員、医療・介護・社会
福祉の専門職に期待される役割

・計画や方針に住民を当てはめる
のは本末転倒。地域の医療需要や
住民の生活問題を科学的に分析・
把握し、住民と共に地域づくりを
進めることが社会的な役割。

三、社保協の、後期活動方針と各
団体・地域組織の報告・意見交流

この社保協の代表者会議開催の
時期は、戦争法案が衆議院で強行
採決され、参議院に回った時期で
した。よって、県社保協でもこの
戦争法案の廃案にむけての行動を
含めて以下の七つの活動方針が提
起されました。

① 当面、社保協加盟の団体・地域で
は参議院で審議がされている戦争法
案の廃案に向けた緊急行動に全力を
上げましょう。

② 秋の臨時国会へ来春の通常国会を
展望して、社会保障費大幅削減の次
年度予算編成を許さない活動を強化
します。

③ 中央社保協提起の「安全・安心の
医療・介護大運動」を前進させるた
めの活動を強めます。

*地域が主戦です。医療・介護一体
改悪の具体化・影響・実害など現場
での実態の告発・可視化に努力し、
その改善を求める活動を強めます。
最低限今までのサービス水準の低
下、諸制度の低下を許さず、更なる
充実を要求する活動を強めます。

*こうした活動を通じて、全県的・
各地域での関係諸団体・個人との連
携を図っていきます。

④ 「介護保険をよくする信州の会」
の活動を支援・援助し、県下におけ
る各自治体での介護制度や介護体制
の強化・連携の強化を目指してい
きます。県下でトップを切って実践し
ている御代田町での総合事業のとり
くみを現地視察し、課題を深めて行

きます。また、十一月開催予定の県
民集会成功のため奮闘しましょう。

⑤ 県医団連の活動を強化し、各地
域・圏域における病床削減や地域包
括ケア体制整備の実態について、
県・市町村の動向を注視し、機敏な
対応を考え、課題を深めていきま
す。

⑥ 国保・介護・福祉医療改善めざす
「自治体キャラバン」を成功させま
しょう。

⑦ 当面の行動予定

*延長国会での戦争法案廃案に向け
た、緊急行動に全力を上げます。

*医療団体中心に開催される十月二
二日(木)のち・くらし守れ国民
集会に結集します。

四、おわりに

団体・地域のそれぞれの意見交流
で、印象に残ったのは長野県保険医
協会の「特別養護老人ホーム入への
医療の実態調査中間まとめの報告」
と長野県民団連の「短期保険証問題
に関する調査報告」です。

それぞれ、実態調査をもとに現状
を分析し今後の運動方針作りを進め
ています。当会県推協でも障全協の

依頼に添えて障害者・家族の生活実
態調査(長野県よりハニケース報
告)を行いましたので、この実態調
査の内容を分析し、例年実施してい
る長野県との陳情懇談会に生かして
行きたいと改めて強く感じました。

尚、国保の連続学習会は三回あ
り、第二回目が九月十九日(土)松
本勤労者福祉センターの第七会議室
で開催され、最終回は十月二四日
(土)に開催する予定です。

以上

文責 松丸道男



大きく前進へ、 今がチャンス

—子ども・障害者の医療費 窓口無料化の実現を！—

■国の動き始まる

厚生労働省は今月、子どもの医療費制度の在り方等に関する検討会を立ち上げました。検討課題に、「子ども医療の自己負担」「国保の国庫負担」「医療提供体制」などを挙げています。

第一回検討会に示された資料では、「子どもの受診頻度は、高齢者とともに高く、四歳未満では、通院の受診率は一人当たり一〇・七件。推計入院件数も四歳未満は一人当たり〇・一六件で、五〜九歳児の〇・〇三件に比べ五倍も高くなっています。

現在、国の定める子ども医療費の自己負担は、就学前までが二割、六歳以降は三割になっていますが、二〇一四年四月現在、すべての都道府県が通院、入院ともに医療費助成を実施しています。就

学前までの実施は、ほぼすべての市町村に広がり、中学卒業までが六五%、高校卒業までが十一%と拡大しています。

ところが国は、市町村が医療費の窓口負担を無料化した場合、国民健康保険への国庫負担を減額するペナルティー(二〇一二年、約三三〇億円)を科してきました。

地方自治体の財政難が厳しくなる中、一部自己負担に戻す自治体も出てきており、所得制限が三〇県、窓口の一部負担が三九県に上っています。

元々、地域住民の運動により広がってきたのが医療費助成制度です。この住民の声に押され、全国知事会は、「ペナルティー廃止」を求めてきました。総務省は七月、厚生労働省への予算要望で、初めて、「早急に検討を行い、廃止するなどの見直し」を要求しました。子ども医療費の自己負担についても「医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたい」と求めています。

これまで、厚生労働省は、「無料化によってニーズ(需要)が掘り起こされ医療費が増える」と主張してきましたが、国会での日本共産党の実績を示した追求に「波及増はない」と認めざるを得なくなっています。

また、政権与党の公明党から、競争法案での汚名挽回が意図ではどの勘ぐった見方も一部にあります。

知事会と同様の要望が出されるようになりまし。

■長野県の動き今こそ！

これまで何回も掲載しましたが、県知事は、一貫して、「本来、国でやるべきもの」「財政難と国のペナルティーが問題」「国の動向を見て」と言い続けてきました。国が動き始めた今がチャンスです。長野県が実施に踏み出すことにより、国の流れを確かなものにすることができ

ます。県内の小児科医会からも県知事あてに窓口無料化を求める要望書が出されています。「参加と平等」七月号参照)新日本婦人の会をはじめとしたお母さん方の運動も進展しています。

子どもの医療費の課題は前進の可能性が出てきましたが、障害者の課題はまだまだ理解が広がっていません。力を合わせ、県民への理解促進と行政への働きかけを粘り強く続けていきたいと思います。

■長野県内の福祉医療給付制度の状況を知りたい方におすすしめします

パンフレット「長野県福祉医療制度Q&A」一窓口無料の実現を二〇一五年度版

発行 福祉医療給付制度の改善をすすめる会

連絡先 ☎〇二六―二三三―二二八

f a x 〇二六―二三三―二二九 (事務局は、当会と同じ住所です。

一 参考)

安永健太さん死亡事件 裁判へのご支援を！

ご支援ください！



■作業所の帰り道、警察官に取り押さえられ死亡

二〇〇七年九月二五日、佐賀市で暮らしていた知的障害のある安永健太さん(当時二五歳)は、作業所から自転車で自宅に帰る途中に、五人の警察官に取り押さえられ、その後亡くなってしまいました。

佐賀県警は、「停止命令に従わなかった」「精神錯乱者として保護した」と説明しただけで、警察官が馬乗りになり、後ろ手に手錠までかけ、全身に百力所以上の傷を負った健太さんが、「なぜ、亡くなったのか」について、全く説明していません。

「健太は、大きな声で呼び止められたら、固まってしまう」と、お父さん。気の弱い、おとなしい人です。にもかかわらず裁判で

は、健太さんだけが、まるで凶暴な乱暴者にされ、二〇一四年二月の佐賀地裁判決は、死亡原因を明らかにしませんでした。

■傷つき、失望した遺族は、「**真実を明らかにしてほしい**」と

健太さんの遺族は、亡くなったことに心を痛めただけでなく、裁判において、精神錯乱者や乱暴者という烙印を押されてしまったことに深く傷つき、さらに死亡原因を明らかにしなかった佐賀地裁の判決にも落胆し、失望の思いを抱かざるを得ませんでした。

しかし遺族は、「真実を明らかにしてほしい」「二度と同じ悲劇を繰り返してはならない」と願い、勇気を振り絞って福岡高裁に控訴しました。

■警察の体質なのか？ 被害者への理解欠如

四月に開かれた第三回公判では、事件を誘導したベテラン警察官に対する証人尋問が実現しました。二〇〇〇年以降、警察は、警察官の「障害」への理解や配慮ある対応を進めていくためのパンフレットや接遇要領などを作成し普及させてきたといえます。適切な対応さえしていれば、安永さんが「知的障害者」であることがわかる機会は幾らでもありました。

しかし、「三十三年間の警察勤務で私生活も含めて知的障害の人に接したことがない」「所持品検査は、余裕がなくしなかった」（安永さんは療育手帳を所持していた）「接遇要領は読んでいない」などと問題発言を繰り返しています。死亡させる事件を起こしながら「無罪」を主張し続けています。

社会には、知的障害に限らず「コミュニケーションに困難や障害を抱えた人がたくさんいます。障害のある人を含めた、だれもが安心して生活できる社会を守ることが警察官の責務のはずです。」

■裁判の目的は、すべての人たちに「**障害への理解**」を広げること

この事件は、健太さん一人の問題ではありません。全ての障害のある人とその家族にも起こり得る事件と言えます。「もし警察官が、障害について理解していたら」「障害に配慮した声のかけ方をしてくれていたら」、こんな事件は起こらなかつたと言えます。安永健太さんの死亡事件の裁判は、「すべての社会の人たちに、障害についての理解を広げる裁判」でもあります。

今、全国に裁判支援の輪が広がっています。柳田邦男さんなどの著名人をはじめ九州では百人近くの賛同が得られ、全国の障害関係者・団体からも賛同の意思表示が寄せられて

います。地元紙には二回の意見広告が掲載されました。裁判所には、「慎重な審理を求めめる要望書」が四万筆の署名を添え提出されました。八月に双方の最後の主張を交えた準備書面が提出され、九月に結審、年内か年明けに判決が予定されています。「安永健太さんの死亡事故を考える会」や作業所の全国組織「きょうされん」では、全国に支援を呼びかけています。

▲募金は下記にお願いします▼

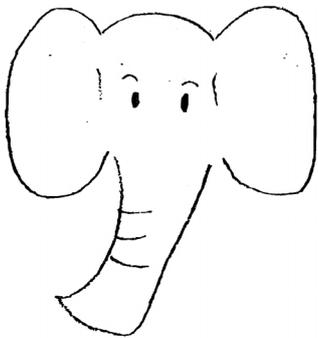


郵便振替口座 〇〇一三〇・六一二

六七七五 きょうされん

※送金の際、用紙の通信欄に「安永事件支援募金」と明記してください。

【問合せ先】きょうされん全国事務局 ☎〇三・五三八五―二二三三



『私たち抜きに私たちのことを決めないで!』
当事者参加の施策作りは、民主主義の基盤

日本医療大学（札幌市）の松本真由美准教授の調査結果が報告されたのは、精神障害者などによるリカバリー全国フォーラム二〇一五です。八月下旬に東京都内で開催され、千四百人以上が参加しました。調査内容は、地方精神保健福祉審議会の開催状況や審議会への精神障害のある当事者委員の参加状況などです。

■二〇一一年度と三年後の一四年度を比較した場合

① 地方精神保健福祉審議会の開催が減っています。とりわけ、都道府県レベルで「開催しない自治

体」が全体の三割近くになっています。(表1・2)

②障害のある当事者の参加は都道府県で減少し、三割以下です。政令市を合わせた全体でも四割に届きません。(表3)

③当事者が参加している自治体の行政担当者への聞き取り調査で、「当事者委員は、頭が下がるほど使命感を持って積極的に参加し意見を伝えている」という回答があった反面、その当事者委員からは、「審議は行政のシナリオ通りの展開で、意見を言ってもなかなか施策に反映されない」との感想が返ってきました。

■国や地方自治体の民主主義の後退を実感!

国の障害者権利条約批准に向けた取り組みの過程で、二〇一〇年に設置された「障がい者制度改革推進会議」は当事者主体で進められ、これまでの審議会では見られなかった委員の活発な協議が話題になりました。地方自治体でも、多くの自治体の審議会に当事者参加が拡大し、私たちの期待も広がりました。しかし、最近では、私たちの声を出す場が狭まっているというのが実感です。

『私たち抜きに私たちのことを決めないで!』国連「障害者権利条約」に学んだ障害者・家族、関係者は、民主主義に目覚め、「主

権者」としての主張をはじめていま

開催なしの精神保健審議会 (表2)

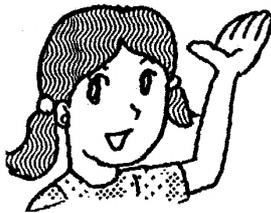
	2011年度	2014年度
都道府県	3 (6.4%)	13 (28.9%)
政令市	1 (5.2%)	4 (22.2%)
計	4 (6.1%)	17 (27.0%)

精神保健福祉審議会の開催 (表1)

	2011年度	2014年度
都道府県	38 (80.9%)	25 (55.6%)
政令市	17 (89.5%)	13 (72.2%)
計	55 (83.3%)	38 (60.3%)

当事者委員の参加のある審議会数 (表3)

	2011年度	2014年度
都道府県	11 (33.3%)	9 (28.1%)
政令市	6 (37.5%)	9 (60.0%)
計	17 (34.7%)	18 (38.3%)



子どもたちには最良の環境を!

■子育て中の大規模仮設住宅の自治会長の話(要旨)

ただでさえね、仮設に入ってるせいでいろいろ常に制約してるんですよ。壁にばんって当たってすぐ響くから、うるさいから、「これやっちゃだめ」「あれやっちゃだめ」とか縛ってるんで、すぐ子どもはストレス抱えてるはずなんですよね。その中で育てると、やっぱり本当にしんどいですよね。子どもが子どもらしくいない環境にさせなきゃならないってのがね。...

正直その中で五年も六年も、ああいふような生活をさせたら、子どもに後々どんな影響が出るのかっていうのが、正直すごく心配ですけどね。かといってね、仮設から出て、自立していきけるような体力もないですしね、うちの家のローンも...むずかしいですよ。

自治会長さんは、「制約される子どももつらければ、制約させてしまおう親もしんどい」と語っています。そして、「仮設暮らしが奪う子どもの自由」が要因と考えられる一つの事件を語りました。

(この仮設住宅でも) 去年の夏頃かな、停めている車のガラスが全面割られたっていう事件があったんですけど、それやったの、ちっちゃい子なんですよ。:ちっちゃい子どもがそれ、ガラスの全面壊したっていうのを聞いた

猛暑の中、第五回全国教育科学研究会全国大会が八月七日から三日間の日程で松本大学において開催されました。「子どもの生存・成長を支える大人の新しい共同関係へ」とのテーマで議論が深められた、「現代の子育てと親・おとな」分科会には、東日本大震災の調査活動の報告がありました。報告者の渡邊由之さん(兵庫・武蔵川女子大学教員)は、教師、子ども、保護者、地域住民などから、子どもたちの被災生活の断片を丁寧に聞き取っています。

ときに、めっちゃシャックでしたね。ちっちゃい子が石投げて間違つて一枚割つたとかっていうんだつたらわかるんですけど。…一台全部。それ聞いた時、びっくりましたけどね。ちっちゃい子がそこまでやらなきゃならない状況まで追い込まれている、どういう精神状況なんだろうっていう…

渡邊さんは、語った自治会長さんと同様、「小学生の子どもが何の根拠もなく、車のガラス全面を割るという骨の折れる作業を最後までやってのけるはずはない」とし、「被災生活における制約・縛り・不自由さによってもたらされるストレスは、安心・安全な環境にいるときの内面状態とは大きく異なる状態に子どもを押しやるのではないか」「子どもがある種の危機的状況に慢性的に晒されることは、このような強い攻撃性をして、子どもが抱える不安や緊張を表現させるのではないか」と分析しています。

さらに、「震災後の子どもが置かれている慢性的な制約環境とそこでの内面状態を、できるだけ具体的に描き出し、それへの教育的な働きかけを講じなければならぬ」と子どもたちの生活上の重大事として震災の経験はあるが、大切なのは、震災前であったはずの子どもたちの生活と、震災後の現実を分

断させることなく、その子どもがどのように今を生き、震災体験を位置づけるか、そうした生活史全体への着目も必要である」とまとめました。

あわせて、今年三月、震災四年目を迎える子どもたちに見られる苛立ちや「頑張り疲れ」を特集したNHK放送クローズアップ現代「子ども心の心が折れていく〜震災四年被災地で何が〜」の紹介もありました。



「陳情書づくり」 まとめの段階へ

— 9月常任委員会
原案を協議 —

九月十九日に開催された当会常任委員会では、本年度の県知事あてに提出する陳情書の一次案が審議されました。県難病患者連絡会、ポプラの会などから情勢に合わせた修正箇所が提案され承認されました。

長野県としての「障害者差別禁止条例」（仮称）策定については引き続き要望していくこととします。国の「差別解消法」には十分さがあり、差別を未然に防止する具体策、合理的配慮が実施できるための具体的な支援策、障害児者の立場に立った紛争解決の仕組みなどを求めていきます。策定にあたっては、当事者委員を中心とし、民主的に策定することを求めていきます。

また、本年度は県教育委員会が発表した、中信地区の特別支援学校再編案について、問題意識や懸念を持つ保護者、教職員からの要望が寄せられています。常任委員会として、この日だけで再編にかかわる要望意見を陳情項目にすることは困難でしたので、後日別紙にまとめて提出することとしました。

そのほか、人権にかかわる緊急提案も出され、障害児者及び介護家族の人権や生活を守るために慎重に扱いながらも県当局には迅速かつ積極的な対応を求める提案をしていくことで一致しました。

りわけ、障害児者や介護家族の人権や生活を守るためには、福祉に対する公的責任が後退し、福祉の市場化（事業者任せ）が進行する現状を抜本的に改善し、困ったときには直ちに公的な支援が受けられる真の福祉社会を創っていくことの大切さが再確認されました。

■「しょうがい」の表記について

「しょうがい」の表記の在り方についても協議しました。現在、法律用語では「障害」が使用されており、当会もこれに合わせてきました。しかし、加盟団体の中には、「障がい」を使用する団体もあり、県も「障がい」を使用しています。これまで、当会では、加盟団体の意向に従い、使い分けをしてきました。今回の陳情書については、項目ごとに不統一とはなりますが、要望している団体ごとに、使い分けをすることにしました。

「障害」「障がい」が混在することとなります。なお、「障害」表記は、加盟・協力団体の中に使用するところがないため用いていません。



様々な障害者団体が、戦争法案に反対を表明しています。障全協は、以下のような声明を発表しました。



私たち障害者・家族は安倍政権の「戦争する国づくり」に断固反対します 戦争法案の強行成立に抗議し、即時撤廃を求める声明

2015年9月19日

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）

本日（9月19日午前2時）、安倍政権は、平和と民主主義を踏みにじり、憲法を破壊する安全保障関連法案「戦争法案」を数の力によって強行成立させました。国民の8割が「今国会での成立に反対」6割が「法案に反対」と答えている中で、こうした声に耳を傾けることなく、強権政治を行ったことは言語道断です。

私たち障全協は、命を奪い障害者をつくり出すあらゆる戦争行為に断固反対し、戦争法案の強行採決に渾身の怒りを込めて抗議するとともに、同法の即時撤廃を強く求めます。

時の政権が憲法解釈を勝手に変え、日本国憲法の最も大切にしなければならない9条（武力行使は永久に放棄する）を根底から覆すことは、絶対に許されません。

安倍首相は、国会審議で「戦争するためではない、平和を守るための法律だ」と主張しました。しかし、アフガニスタン戦争に憲法解釈を変えて後方支援や治安維持活動を行ったドイツ軍は、結局戦闘に巻き込まれ35人が自爆テロや銃撃などの犠牲となり、帰国後、心的外傷後ストレス障害＝PTSDによる自殺者を含めると55人の兵士が亡くなっています。一方、ドイツ軍が敵の戦闘員やアフガニスタン市民の命をどれだけ奪ったかは、推定することしかできず、おそらく数百人にのぼるであろうとドイツテレビは伝えています。まさに、他国の戦争に加担することは、殺し、殺される「戦争する国」となり、戦争による被害者を生み出すことと同時に、加害者にもなるという事実を示しています。

戦争中、障害者は「非国民」「穀潰し」と迫害されました。そして、そうした社会において、家族は「座敷牢」など、障害のあるわが子を隠すように育てるしかなかった歴史を、私たちは決して忘れません。

世界平和を実現するためには世界各国が協力して人権を守る努力をしなければならないことを高らかに謳った「世界人権宣言」。その具現化をするための国連・障害者権利条約にふわしい社会保障・障害者施策を実現すること、そして、その土台である平和社会を武力行為頼らず、国内的にも国際的にも努力して築くことこそ、いま求められています。

こうした国際的な人権保障の到達点を無視し、世界に誇る平和憲法を踏みにじる戦争法を実行する安倍政権に対し、私たち障害者・家族は内閣の総辞職を強く求めます。そして、「戦争する国づくり」を行う一切の政策に反対するとともに、この先の憲法改悪の企みを多くの国民のみなさんと共同・連帯して、阻止することをあらためて決意します。



お知らせコーナー



●障害者の生活と権利を守る 全国集会・中央行動

<全国集会>

日時 2015年11月23日(月・祝日) 10:00~17:00

会場 戸山サンライズ

内容 記念講演、要求分科会(交渉先省庁別)

<中央行動>

日時 2015年11月24日(火) 10:00~16:00

国会 衆議院第2議員会館(予定)

厚生労働省、文部科学省、国土交通省、総務省等との交渉

☆問合せ・申し込み 詳細は、早めに当会事務局へ

●2015年度国保連続学習会 第3講座

守れ!市町村国保の独自制度

日時 10月24日(土) 13:00~16:00

会場 松本勤労者福祉センター2階 第2会議室

主催 長野県社会保障推進協議会 ☎026-223-1281

●だれもが安心できる介護保険制度を考える県民集会

日時 11月22日(日) 13:00~16:30

会場 信州安曇野イベントホール スイス村 サンモリッツ

内容 基調講演及び利用者・家族、介護現場、行政関係者や地域活動などの意見表明・報告

主催 介護保険をよくする信州の会 ☎0263-36-1390

●介護・認知症 なんでも電話相談

相談日 11月11日(水;いい介護の日)

時間 10:00~16:00

相談電話 フリーダイヤル 0120-287-060 (無料)

ファックスでもお受けします 026-223-1291 (有料)

主催 長野県社会保障推進協議会 ☎026-223-1281



●県民公開講座「いい歯と健康」

日時 11月8日(日) 13:30~16:30

会場 長野市生涯学習センター3階(トイゴ)

内容 講演会、相談等

主催 「保険で良い歯科医療を」長野連絡会

◎問い合わせ 県推協事務局まで

TEL/FAX 026(264)5256

E-mail: suishin2007@yahoo.co.jp